

## 部会の設置について

## 1 里親認定部会

## (1)設置目的

児童福祉法施行令第 29 条により、里親の認定をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置し、審議を行う。

## (2)所掌事項

- ①里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。
- ②里親の登録の更新・継続にあたり、更新・継続が不相当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて、諮問を受けて答申すること。
- ③里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。
- ④その他区長が必要と認める事項について諮問を受けて答申すること。

## 2 子どもの権利擁護部会

## (1)設置目的

児童福祉法の規定により、児童相談所を行う措置等のうち児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている事項及び子どもの権利を擁護するために専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要な事項について意見を聞くため、子どもの権利擁護部会を設置し、審議を行う。

## (2)所掌事項

- ①児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること。
  - ・児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない場合
  - ・児童相談所長が必要と認める場合
- ②被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。

- ③立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- ④その他区長が必要と認める事項について諮問を受けて答申すること。

### 3 保育部会

#### (1)設置目的

児童福祉法の規定により、保育所の設置認可等をする場合等に児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている事項について、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し、審議を行う。

#### (2)所掌事項

- ①法第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ②法第 35 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ③法第 46 条第 4 項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ④法第 59 条第 5 項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ⑤就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ⑥認定こども園法第 21 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ⑦認定こども園法第 22 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。